

自主夜間中学の一七年と今



札幌遠友塾自主夜間中学
北海道に夜間中学をつくる会

代表 工 藤 慶一

札幌には、戦争や病気など様々な理由で学ぶことのできなかつた人達が、毎週水曜日の夜、教育文化会館の会議室を教室にして学ぶ学校があります。名を「札幌遠友塾自主夜間中学」といいます。一九九〇年に始まり、今までに二五三名の卒業生を送り出しました。受講生の年代は一〇代から八〇代と幅広く、現在も八五名の人達が学んでいます。「遠友」という名は、明治二七年から昭和一九年まで五〇年間続けられた「遠友夜学校」からいただきました。この学ぶ場を設けた理由は、日本国憲法第二六条にある教育を受ける権利を実在のものとしたいという願いからでした。

遠く旭川・風連・釧路・函館から三年間通つた卒業生もいました。また小さい時に子守りに出された為に学べなかつたある女性は、結婚しようと思い彼の実家に行つたところ、彼の母親から「教育のない母親に子供を育てることはできませんよ」と言われ、あまりのショックに二度と結婚しようと思わなくなつたこと・友達と待ち合わせをしてもビルの名前が読めなかつた為に大変困つたことなどを教えてくれました。

札幌には、戦争や病気など様々な理由で学ぶことのできなかつた人達が、毎週水曜日の夜、教育文化会館の会議室を教室にして学ぶ学校があります。名を「札幌遠友塾自主夜間中学」といいます。一九九〇年に始まり、今までに二五三名の卒業生を送り出しました。受講生の年代は一〇代から八〇代と幅広く、現在も八五名の人達が学んでいます。「遠友」という名は、明治二七年から昭和一九年まで五〇年間続けられた「遠友夜学校」からいただきました。この学ぶ場を設けた理由は、日本国憲法第二六条にある教育を受ける権利を実在のものとしたいとい

う願いからでした。

昨年の八月一〇日、日本弁護士連合会の人権擁護委員会から政府文部科学省に「学齢期修学するとのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」が提出されました。

これは全国夜間中学研究会（全国三四校の公立夜間中学校と二〇数校の自主夜間中学で構成されている）が二〇〇三年二月に人権救済の申立てを行い、日弁連が受け入れたものです。この意見書の内容を基に、新たに「北海道に夜間中学をつくる会」を設立し、教育に関する以下の要

ようやく遠友塾にたどりつき、今では手紙を出せたり立派な作文が書けるまでになつています。また戦争や病気などの理由に加えて、中国残留孤児と家族の人達・就学免除で学校へ行つたとのない人・不登校を経験し家に閉じこもりになつた人達など、たくさんの人々が遠友塾の門をたたきます。学ぶ喜びで笑顔一杯になる受講生と共に歩むことができること、これが私達スタッフの誇りでもあります。

しかし、こうした学びの場を維持していくためには様々な困難が伴います。何よりも、以前教室として使用していた札幌市民会館がなくなる事態に直面した時のように、教室場所の確保の問題があります。あらゆる努力を傾けて、ようやく今年春から教育文化会館に決まりましたが、私達の本当の願いは、学校の教室で授業を行ふ事です。できれば毎晩、充分な教室数が確保され、教材や図書がそろえられた中で、個々人の実状に応じた授業を行いたいからです。

（4）シニアスクールなど、既存の学校の受入対象者を拡大すること。

（5）住所変更届や問診表など、公的書類の漢字に「ひらがな」をふり、苦しみを和らげること。

望書を北海道と札幌市に提出しました。

要望書

義務教育を実質的に得られなかつた人達の実態把握を可能な限りすすめながら、

（1）道内の自主夜間中学に対する施設の提供と財政的支援を行うこと。

（2）センター校の役割を担う公立夜間中学校を札幌市に開設すること。

（3）個人教師の派遣などの施策を進める

こと。

（4）シニアスクールなど、既存の学校の受入対象者を拡大すること。

（5）住所変更届や問診表など、公的書類の漢字に「ひらがな」をふり、苦しみを和らげること。

北海道には一〇万人をこえる、実質的に義務教育を得られなかつた人々がいると推定されます。このため、まず道内各地に遠友塾のような自主夜間中学の開設をすすめ、さらに公立夜間中学校の開設を求めて行き、学びたいという声に全力で応えていきたいと思います。

今まで数多くの人達の支援によりここまで来る事ができましたが、今回初めて、民主教育を進める道民連合の方々とお会いでき、協力していただけるようになった事は何よりも嬉しい事であり、心から感謝申し上げます。